

## 開設者の欄は、受託施設の種別が病院・老人保健施設のみご報告をお願いいたします。

### [開設者の定義]

病 院 以下の 1 国立・2 公立等・4 医療法人・5 その他  
 老健／医療院 以下の 2 公立等・3 社福法人・4 医療法人・5 その他

1 国 立	厚生労働省・文部科学省・総務省、労働福祉事業団（労災病院）の開設する病院。国立
2 公 立 等	都道府県・市町村、市町村組合、日赤、済生会、厚生連（全国厚生農業協同組合）、北海道社会事業協会、全社連（社会保険）、厚生団（厚生年金）、健保連（健康保険）、国保連（国民健康保険）、船員保険、海員掖済会、共済組合（国家公務員・地方公務員・市立学校・農林漁業団体職員）等
3 社 福 法 人	社会福祉事業法の規程に基づき設立された2を除く社会福祉法人
4 医 療 法 人	医療法に基づき認可を受けて設立した医療法人（医）
5 そ の 他	病院は上記1，2，4以外の者、老人保健施設は2，3，4以外の者。 例えば、学校法人(学法)(私立)、通信病院、1～4を除く公益法人、医師会、生協組合、会社(株)(有)(財)(社)、宗教法人(宗) 農業協同組合（厚生連に加盟していないもの。注：契約書への記載にて判断する。 E X：厚生連〇〇農業協同組合→公立等、〇〇農業協同組合→その他） 病院で社会福祉法人で公立以外（例：精神病院）

### [受託施設名の略号]

(医) 医療法人	(財) (一財)	一般財団法人
医療法人社団	(財) (公財)	公益財団法人
医療法人財団	(社) (一社)	社団法人
公益医療法人社団	(財) (公社)	公益社団法人
特定医療法人社団	(老健)	介護老人保健施設
特定医療法人財団	(特養)	指定介護老人福祉施設
社会医療法人社団		指定特別養護老人ホーム
社会医療法人財団		特別養護老人ホーム
(社福) 社会福祉法人	(養護)	養護老人ホーム
(株) 株式会社	(軽費)	軽費老人ホーム
(有) 有限会社	(有料)	有料老人ホーム
(学法) 学校法人	(サ高住)	サービス付き高齢者向け住宅